

## 募集区分①

勤務場所	サンフロック春日井（温水プール）		朝宮公園
主な業務	ア 備品・器具等の簡単な修理や管理、施設周辺の草刈り・低木刈り込み・清掃等、施設の巡回 イ 窓口受付、電話応対、利用案内、物品の貸出等		
勤務	月20日程度（週5日勤務） ※ 土・日曜日、祝休日の勤務あり		
休日	ア 月曜日（月曜日が祝日のときは、その直後の祝日でない日） イ 4週間で指定する4日 ウ 祝日又はその代休日 エ 年末年始（12/29～1/3） ※ 小中学校の夏休み期間は、ア・イが4週間で指定する8日	ア 月曜日（月曜日が祝日のときは、その直後の祝日でない日） イ 4週間で指定する4日 ウ 祝日又はその代休日 エ 年末年始（12/29～1/3）	
勤務時間	8：30～17：00 <u>13：30～22：00</u> 上記の2種類（1日7.5時間）を適宜、割り振り、 <u>下線</u> の勤務が主体となります。		
賃金	時給1,147円 ○その他 • 通勤手当（通勤手段 及び 距離に応じて支給） 車通勤の場合 1日240円～ • 一時金（条件に応じて支給） 年 2,500円 標準的な年収 約260万円		
社会保険等	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入 (介護保険については雇用時の年齢により、非加入となる場合があります。)		
雇用契約	雇用契約は、最長5年間が上限で半年単位の契約となります。（当財団の判断基準に基づき、契約更新を決定） <雇用期間が5年に達するより前に70歳に達するときは、70歳に達した年度の末日が上限となります。>		

上記の内容は、令和7年11月1日現在の内容となります。

※ 勤務場所を希望することはできません。

募集区分②

勤務場所	サンフロック春日井（温水プール）トレーニング室
主な業務	受付、トレーニング指導補助、機器の取扱説明、トレーニング室内の巡回等
勤務	月20日程度（週5日勤務） ※ 土・日曜日、祝休日の勤務あり
休日	ア 月曜日（月曜日が祝日のときは、その直後の祝日でない日） イ 4週間で指定する4日 ウ 祝日又はその代休日 エ 年末年始（12/29～1/3）
勤務時間	8：30～17：00（7.5時間） 13：00～21：30（7.5時間） いずれかの勤務時間を適宜割振
賃金	時給1,143円 ○その他 ・通勤手当（通勤手段 及び 距離に応じて支給） 車通勤の場合 1日240円～ ・一時金（条件に応じて支給） 年 2.50か月 標準的な年収 約260万円
社会保険等	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入 (介護保険については雇用時の年齢により、非加入となる場合があります。)
雇用契約	雇用契約は、最長5年間が上限で半年単位の契約となります。（当財団の判断基準に基づき、契約更新を決定） <雇用期間が5年に達するより前に60歳に達するときは、60歳に達した年度の末日が上限となります。>

上記の内容は、令和7年11月1日現在の内容となります。

## 募集区分③

勤務場所	朝宮公園	落合公園ほか市内の公園等（落合公園管理棟起点）
主な業務	朝宮公園の維持管理業務（草刈、低木の刈り込み、清掃、薬剤散布、ゴミの回収等）	ア 市内の公園、緑地等の草刈、低木の刈込み、清掃、薬剤散布、刈草の回収等 ＜雨天の場合、勤務を要しない場合あり＞ イ 施設管理業務（フォリー「水の塔」、「柳と力エル」、二子山公園「ハニワの館」の案内、受付事務、清掃等） ※ アの業務が主体となります。（イの業務は月に2、3日程度）
勤務	4週間につき14日程度（週3～4日勤務） ※ 土・日曜日、祝休日の勤務あり	1か月につき14日程度（週3～4日勤務） ※ 土・日曜日、祝休日の勤務あり
休日	1 上記の勤務日を除く日 2 年末年始（12/29～1/3）	
勤務時間	8:00～16:30（7.5時間） 8:30～17:00（7.5時間）  いずれかの勤務時間を適宜割振	ア の業務 8:45～16:45（7時間）  イ の業務 8:45～17:15（7.5時間） 9:00～17:00（7時間） 施設により、いずれかの勤務時間を割り振ります。
賃金	時給1,197円 ○その他 ・通勤手当（通勤手段 及び 距離に応じて支給） 車通勤の場合 1日240円～ ・一時金（条件に応じて支給） 年 2.50か月  標準的な年収 約200万円	ア の業務 時給1,197円 イ の業務 時給1,143円 ○その他 ・通勤手当（通勤手段 及び 距離に応じて支給） 車通勤の場合 1日240円～ ・一時金（条件に応じて支給） 年 2.50か月  標準的な年収 約170万円
社会保険等	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入（介護保険については雇用時の年齢により、非加入となる場合があります。）	
雇用契約	雇用契約は、70歳に達する年度の末日が上限で半年単位の契約となります。（当財団の判断基準に基づき、契約更新を決定します。）	

上記の内容は、令和7年11月1日現在の内容となります。

※ 勤務場所を希望することはできません。